

納税奨励策について
—大正時代を中心に—

渡 部 照 雄

(前税務大学校)
(研究部教授)

目 次

はじめに	307
1 日露戦後から大正前期を中心とした納税環境	308
(1) 経済・社会の状況	308
(2) 国の財政状態	309
(3) 国民の租税負担の推移	313
(4) 納税者数の推移	314
(5) 納税の実態等	315
(6) 地方改良運動と納税施設	317
(7) 市町村交付金と納税施設	318
(8) 丸亀税務監督局と納税施設	322
2 大正期の納税施設の推移	328
(1) 納税施設の推進	328
(2) 納税組合	330
(3) 小学校教育の利用	339
(4) その他の納税施設	349
おわりに	355

はじめに

地方改良運動、すなわち、明治末期から大正期初期において「国家の発展を願わんとするには、地方自治の発展に拠らなければその目的は達成できない。地方自治を発展させる具体策は、まず町村の改善である。」とする地方改良運動が内務省によって推進された。

その具体的内容の一つとして、納税完遂のための納税組合の組織化が推進され、丸亀税務監督局管内の場合、明治44年6月現在、管内816市町村のうち141市町村に2123の納税組合（内、745組合は国税を対象としない）が設置されていた。

このような時期において、国税当局が行った納税奨励策について、納税組合設置の推進策はどのようなものであったか、学校教育を利用した納税観念の涵養策はどのようなものであったかを検証することにより、明らかにしていきたい。

なお、研究に当たっては、丸亀税務監督局管内は、市町村が徴収する国税の収納割合が高いこと、また、関係する史料として丸亀税務監督局発行の局報等が、税務大学校租税史料館に纏まって保存されていること等のことから、同税務監督局を中心に大正時代の納税奨励策をテーマとした。

1 日露戦後から大正前期を中心とした納税環境

(1) 経済・社会の状況

イ 日露戦前後

わが国は、日清（1894～95年）、日露（1904～05年）の二つの戦争に勝利を得たことによって、国際的な地位は向上し「一等国」という自意識を持つようになった。

経済の面では、近代産業の成立、金本位制の採用、はては植民地経営と西欧先進国の仲間入りを果たすのである。

しかし、そのときにもなお、当時の日本では、農業をはじめとする在来の産業の比重が圧倒的であり、近代産業は、依然として大海に浮かぶ孤島でしかなかった。

そして、第1次大戦の直前に至っても、人口の60%以上が農業に従い、商工業に従事するものも、その大部分は個人の家族経営に属していた⁽¹⁾。

ロ 第1次世界大戦開戦前後

1914年（大正3年）、第1次世界大戦がはじまったとき、日本経済は1907年恐慌以来引き続く不況のさなかにあった。外債に依存して日露戦争とその戦後経営（軍備拡張と植民地進出）を強行した結果は、輸出品の増加による正貨の減少となって現れた。大戦直前の日本経済は、外貨の利払いさえ困難な、破産寸前の状態になっており金本位制の維持も危ぶまれた。

大戦の勃発は一時的な衝撃を与えた。貿易と海運の途絶によって、生糸輸出や原綿輸入が激減し、綿紡操短をはじめとする事業の縮小や倒産の増加が見られ、米価と繭価の暴落は農村に大きな打撃を与えた。また、これに加えて銀行の貸出引き締めがあり、中小銀行の破綻が続出した。

しかし、翌1915年の後半に入ると輸出は増勢に転じた。輸出の激増によって輸出関連産業である綿糸紡績業、製糸業、織物業は飛躍を遂げ、また海運の活況は造船業の発展を促した。

一方、大戦による輸入減退のチャンスをとらえて、化学肥料、合成染料、ソーダ等の化学工業がようやく発展の糸口をつかみ、深刻な鉄鋼不足は民間鉄鋼業の発展を促した。

また、エネルギー部門では電力業が設備、発電量ともに約2倍に増大し、工業用動力にも電力が普及した。こうして工業生産は5倍の伸びを示し、労働者数も7割増加した。

重工業の発展は特に著しかったが、軽工業の伸びは低く、実質賃金はむしろ低下した。利潤率は大战前の2倍にはねあがって2割をこえ、「成り金」が続出した。

所得の不平等が著しくなり、物価騰貴が激化して、1918年（大正7年）には全国的に大規模な米騒動が起こった⁽²⁾。

ハ 第1次世界大戦後

1918年（大正7年）に大戦が終わったのち、休戦による一時的な反動不況がきたが、翌19年には復興景気によって輸出の増勢が続き、戦時中にもましてブーム状態となり「熱狂的好景気」と呼ばれた。株価や物価は高騰して企業熱は再燃し、投機活動も盛んに行われた。

しかし、大戦中に途絶えていた原材料や機械類の輸入が復活すると、入超額はたちまち急増し、ついに金融逼迫をもたらし1920年（大正9年）3月15日の株式市場大暴落を契機として激しい戦後恐慌がはじまった⁽³⁾。

そして、日露戦争後から大正期は政治の世界を中心に社会、文化の分野にまで民主主義的、自由主義的傾向が現れ、特に大正7年以降はそれが顕著になった時期、いわゆる「大正デモクラシー」の時代でもある⁽⁴⁾。

(2) 国の財政状態

イ 増税と税制整理

(1) 日露戦費の調達

明治37年2月に開戦した日露戦争の戦費の大部分は、当初から公債、借入金などによってまかなうほかはない考えられていたが、その債務の利払いを確保するという意味から、まず、増税計画案が立案され、明治37年1月、第1次非常特別税法案が閣議決定された。

第1次非常特別税法案は6,130万円の増収を予定して計画されたものであるが、政府と政党間の話し合いにより一部修正されて議会で提出され、明治37年4月1日法律第3号として可決された。この増税法と同時に700万円の増収を図るため煙草専売法が制定された。なお、非常特別税法の内容は、所得税、営業税、地租、酒税、砂糖消費税、醤油税、登録税、取引所税、狩猟免許税、鉦区税及び輸入税（関税定率法）等を軒並み大幅増徴し、新たに石油、毛織物に対する消費税の新設であった

また、大增税の直後、明治38年度予算編成にあたって戦費の追加約7億8,000万円がさらに計上されることとなり、非常特別税の第2次増税計画が立案され、政府と政党間の話し合いにより修正の上、議会で提出され、明治38年4月1日法律第1号として可決された。この増税法と同時に相続税の新設、塩の専売も開始された。

政府は、この増税及び新税創設により6,650万円、塩専売で1,620万円、合計8,270万円の増収を期待したものであった。なお、第2次非常特別税法の内容は、所得税、地租、営業税、酒税、砂糖消費税、登録税、取引所税、狩猟免許税、鉦区税、売葉営業税、輸入税を増徴し、小切手印紙税、砂金採取地税、通行税、織物消費税（毛織物以外にも拡張）、米・粳の輸入税を新設、そして行政訴訟用印紙の増貼を行うとするものであった⁽⁵⁾。

日露戦時の増徴は2年連続して空前の負担を国民に課すことになった。大蔵省は徴税に当たって国民との意思の疎通に努め、納税者の利便を図り、円満に徴税の目的を達成するよう指導を強めることとし、大蔵大臣は明治38年の税務監督局長会議において、同趣旨の訓示を行

っている⁽⁶⁾。

なお、非常特別税の期限は明治39年12月限りであったが、明治39年度予算編成にあたって、直接戦争の結果必要を生じた2億5,000万円の財源の一部にあてるため同法を当分継続させることとして議会の協賛を経た。

(ロ) 税制整理

非常特別税は戦時中に急遽各税目一斉に引き上げを実施したもので、必ずしも経済の実態に適応せず、また公平を欠くということから税制整理が検討された。

第1次整理は非常特別税の整理を目標にしたが、財源の関係から租税整理は、租税収入の総額は不変としたものであった。また、第2次整理は国民負担の公平と軽減を目的としたが理想的整理の実施には財源が不足するので、財源の許す範囲で最も急を要するところから逐次実行することとしたが、議会での討議過程で撤回され実現しなかった。したがって、各種租税に対する非常特別税の名称は所得税を除き消滅したが、非常特別税は実質上恒久税として引き続き賦課されることとなった。その後、大隈内閣は営業税及び地租の軽減を行う目的で、大正3年度に再び行財政整理を実行する方針を立てたが、その年8月、第1次世界大戦に参戦し、戦費の財源を前年度剰余金と廃減税の延期でまかなうこととしたので、租税の軽減計画はこれで打ち切られることとなった⁽⁷⁾。

(ハ) 大正期の増税

明治末年から大正初年かけて、財政は整理緊縮方針が採用され増税は行われなかったが、第1次世界大戦の影響で日本経済は好況局面を迎え、大正7年及び9年の2回にわたって増税を行った。

大正7年度予算編成にあたって、軍備拡張のための恒久財源として増税案が議会に提出、修正された後、軍備拡張財源として所得税、酒造税の増徴、戦時利得税の新設が認められた。

大正9年には、軍備拡張財源として所得税をはじめとする増税関係6法案を議会に提出、修正された後、承認され平年度1億3,482万円の増収を図ることとなった⁽⁸⁾。

因みに、明治36年から大正13年までの租税及び印紙収入（決算額）の推移は下表のとおりである。

租税及び印紙収入（決算額）の推移

（単・千円）

明治36年度	明治37年度	明治38年度	大正元年度	大正7年度	大正9年度	大正13年度
160,333	211,589	281,543	389,904	666,194	813,933	980,085
指数 100	132	176	243	416	508	611

（注）この表は、大蔵省主税局編「国の歳入一覧表」（昭和31年2月）により作成した。

ロ 公債の発行

(イ) 日露戦費の調達

日露戦前、わが国は公債の未償還額が6億円を越えたことはなかったが、戦争財源の大部分を内外債に求めることとなり、多額の公債募集計画がたてられた。

明治37年2月に第1回募集を開始し、翌明治38年4月までの1年あまりのうちに計5回で4億8,000万円を募集した。

日露戦に勝利し、明治38年9月講和が締結したが、賠償金を得ることができず、戦時中の軍事費の不足、軍隊の戦地からの引き上げ、論功行賞の手当て等のために、なおも多額の経費を必要としたことから、政府は、臨時事件費支弁に関する法律を議会に提出、協賛を得た。そして、臨時事件公債を明治39年3月に2億円を募集、さらに日露戦争に関連して発行した内国債は以上のほかに2種類あった⁽⁹⁾。

(四) 大正期の公債

大正期は、内債募集によって対外債務を整理、計画的な公債償還及び積極的な公債増発政策等、と時の内閣により公債政策がとられた。その結果、公債、借入金を通じての政府債務総額は、大隅内閣時代には大正2年度末27億2,000万円から4年度末26億5,000万円へと減少し、なかでも外国債の償還が進んだが、寺内・原内閣時代には年々増加し、6年度末28億7,000万円、8年度末34億8,000万円、10年度末43億3,000万円となり、12年度以降ついに50億円をこえるようになった⁽¹⁰⁾。

(3) 国民の租税負担の推移

国税等の増税にともない国民の税負担は増大し、府県税及び市町村税をあわせた国民一人当たりの租税負担額とその推移は下表の如くである。非常特別税創設以前のいわゆる増税前の明治36年と比較すると、大正元年は190%、同7年には297%そして同10年には462%と国民1人あたりの租税負担額は急激に増加している。

なお、丸亀税務監督局管内についても同様の実態であった。

国民一人当たりの租税負担額表・・国税、府県税、市町村税合計

	全 国		丸亀税務監督局	
	租税負担額	指 数	租税負担額	指 数
明治36年	4 円806	100	4 円196	100
37	5. 217	109	4. 331	103
38	5. 985	125	4. 943	118
大正 1	9. 127	190	7. 791	186
4	7. 311	152	6. 954	166
7	14. 293	297	10. 189	243
10	22. 216	462	17. 148	409

(注) この表は大蔵省主税局統計により作成した。

(4) 納税者数の推移（市町村が徴収する国税）

市町村が徴収する国税の内、その主な税目である地租の納税者数は下記の如くである。納税者数は人口の20%前後であったが、負担軽減のために家族への土地の分有等により納税者数は年々増加の傾向にあった。納税額別の納税者数も納税額1円未満の納税者が、およそ40%という状態であった。

なお、丸亀税務監督局管内についても同様の実態であったが、人口に占める納税者の割合、納税額1円未満の納税者の割合は全国よりも多いという状況であった。

地租の納税者数

年 度	全 国			丸亀税務監督局		
	納 税 者	納税者 割合	納税額 1円未満	納 税 者	納税者 割合	納税額 1円未満
大正	千人	%	%	人	%	%
1	9,443		38.6	644,661		42.7
4	9,301		39.6	662,673		44.2
7	10,169	18.2	40.8	680,036	20.0	45.0
10	10,541	19.1	41.3	700,952	22.9	45.3

(注) この表は大蔵省主税局統計により作成した。各年度の1月1日現在である。

納税者割合とは、人口100人当たりの納税者数であるが、大正1年度及び4年度については、統計表に記載がないので省略した。

(5) 納税の実態等

イ 実態

丸亀税務監督局管内においては、特に、明治末期から大正初期の収納状況はほぼ完納状態であったが、同税務監督局管内の税務署長は、このような実態について、「管内における徴収は形式においては完納の成績を維持しているが、実質すなわちその内容は改善の要あり。」と認識していた。

「形式においては完納」とは何か、市町村が徴収する地租及び勅令に定める国税の収納状況は、ほぼ完納の状態であったが、実質すなわち、その内容は下記(イ)～(ハ)のような実態にあり、期限内自主納税ということからは納税観念の涵養が必要であった。そのため、税務署長は、①市町村長及び小学校長を指導する立場にある郡長、②及び市町村長、小学校長等に対しては、納税施設の推進、充実についての理解と協力を働きかけている。

なお、明治44年に国税徴収法が改正され、滞納者から延滞金を徴収することとなったが、大蔵大臣は明治44年12月8日官房秘第503号の伝達を以て、「・・・元来延滞金徴収の目的は納税の資力を有するに拘らず故意に其の手続きを怠り滞納するの弊習を矯正するに在るを以て・・・」と、延滞金徴収の趣旨を税務監督局及び税務署に対して説明しているように、国税の納税の実態については、全国的に改善する必要があった。

(イ) 市町村吏員の度重なる納税督励による完納

市町村長が指定する納期限内に遅れる場合は、市町村吏員又は納税組合長が未納者である納税者方に臨戸する方法により、再三再四の納税督励を行うことにより完納に至る。また、滞納の恐れがある者には、納税告知書の発付後に直ちに市町村吏員等が臨戸し、又は文書により納税督励を行うことにより完納に至るという実態もあった⁽¹¹⁾。

(ロ) 市町村等の立替え納税による完納

貧困者に対して度重なる納税督励にもかかわらず完納に至らないと

きは、一時的に市町村、その他関係者が立替え納税する実態もあった⁽¹²⁾。

また、法定納期限を徒過し滞納となった国税については、税務署において納税を督促して収納に努めるわけであるが、その税額の多くは督促状発付前に、又は公売等の処分直前までに完納される例が多かった。

滞納税額の公売等の処分直前までの納付状況

	滞 納 A		処分直前までに納付 B		割 合 B/A	
	人 員	税 額 (円)	人 員	税 額 (円)	人 員	税 額
明治	(2, 076)	(149, 226)	(1, 840)	(69, 829)	(89%)	(47%)
43	662, 412	8, 811, 107	606, 253	7, 707, 381	92%	87%
明治	(1, 562)	(103, 346)	(1, 392)	(89, 787)	(89%)	(87%)
44	471, 964	5, 813, 216	427, 406	5, 165, 669	91%	89%

(注) この表は、大蔵省主税局統計により作成した。

本書きは全国、()内は丸亀税務監督局のものである。

□ 未納及び滞納の類型

市町村が徴収する国税の未納及び滞納の類型は、明治44年8月開催の東京税務監督局管内税務署庶務課長会議に於いて特別委員が調査した管内の事例の一部を紹介すると、次のとおりである⁽¹³⁾。

(例示)

- (イ) 極貧にあらざるも金策不如意の為
- (ロ) 貧困に因る為

- (ハ) 別段の事由なくして漫に納期限を等閑に付するもの
- (ニ) 転居又は納税地変更の手続きを怠るもの
- (ホ) 納税に要する時間と手数を厭う者
- (ハ) 納期に方り病気其他不時の遭難による為
- (ト) 金利を貧らむ為
- (チ) 相当収入あるも浪費の為
- (リ) 納税を依託せられしたるもの之を果たさず
- (ヌ) 滞納の悪弊を見習ひ又は滞納処分に慣れ処分を受くるを常習と為すもの
- (ル) 納期日が他の公課と同一なりし為又は月末か納期なるため
- (ロ) 不在の為納税告知書を受けさりしに因る為
- (リ) 督促手数料僅少なる為
- (カ) 交通不便なる為
- (ヨ) 所在不明の為
- (ク) 遁脱の目的ある為

これらの未納及び滞納は前述のように、市町村吏員及び税務署職員の納税督励により、さらには滞納処分の事務手続きに移行することによって納税に至る場合が多く、赤貧による納税不良のほか、いわゆる「怠慢による未納、滞納」とされるものであり、納税義務心、納税観念の欠如によるとされた。

そのため、納税の義務、意義、必要性等の納税に関する根本的な事項を理解させ、以て良識ある納税者を育成するという納税義務心の養成、納税意識の涵養は、重要な納税施設であり、一方、未納及び滞納に対する当面の対応は、納税組合の設置が適切なものとされ、収納割合の向上、期限内完納の実現のための即効性ということから重要な施設であった。

(6) 地方改良運動と納税施設

明治41年、桂内閣により提唱され推進された地方改良運動、その特徴は

一つは行政目的を達成するための行政補助組織の形成であり、一つは同運動の指導層として地主層のほか、小学校教職員、宗教家等、有識者の把握と利用であった。

行政補助組織の形成は、特に徴税、貯蓄そして徴兵行政を支える組織形成に力が注がれ、徴税にあつては、納税組合が積極的に組織されたほか、青年会、戸主会、農会、産業組合、衛生組合等の民間の諸団体も徴税機関の補助組織としての役割を担い、納税告知書の配布と納税金の取り纏め、納税督励、納税意識の涵養等、期限内完納の実現にかかわっていた。また、小学校教職員等の地域の有識者は、小学校教育において児童に対し、社会教育として地域の住民に対して納税の意義、納税の義務等、納税義務心の養成に動員された⁽¹⁴⁾。

また、地方改良運動が推進されたこの時期、地方改良運動における市町村事務の参考として「地方改良の要項」（明治44年、報徳会発行、内容は内務省が開催した地方改良講習会における講演内容を抜粋したもの）が発刊される等、同運動において期限内完納及び納税意識の涵養が鼓吹された。

(7) 市町村交付金と納税施設

イ 市町村交付金の性格

明治30年、新たに施行された国税徴収法は、法第5条に「市町村は、其の市町村内の地租及勅令を以て命したる国税を徴収し、其の税金を国庫に送付する責任あるものとす。」⁽¹⁵⁾と規定し、市町村に対して地租及勅令に定める国税（同法施行当時は所得税、営業税、自家用酒税及び売薬営業税）の徴収に当たっては、最善を尽くして納期限内に全部の税金を取りまとめて、法定納期限の3日以内に国庫に送納する義務を課していた⁽¹⁶⁾。

前記「送付する責任」又は「最善を尽くして」とは、納税についての注意、督励等、いろいろな手段を尽くしても到底徴収の見込みがなく、徴収できない場合をいうのであって、注意及び督励等を行わないことは、

これに当たらないとするものであった。市町村が責任を全うするには、相当の手段と費用を要するため、国は市町村に対して、国税の徴収費用として交付金を交付することとした。したがって、多額の交付金の交付を受けるにもかかわらず適切な納税施設、すなわち、期限内完納策、納税意識の涵養策等を講じないことは、交付金の趣旨に反することであった⁽¹⁷⁾。その後、同交付金については、地租の徴収に対しても地租徴収交付金が、さらに地租とその他の国税に対する交付金の交付割合が異なっていたものが一本化される等、次項のように変遷していった。

ロ 市町村交付金の推移

(イ) 地租徴収交付金

明治22年の国税徴収法制定以来、地租及び勅令を以て定める国税の徴収は市町村の義務と定め、その徴収に要する費用は、勅令で定める国税については徴収額の4%の金額を政府から市町村に対して交付金として交付していたが、地租については市町村が負担することとして、同交付金を交付していなかった。しかし、実際の事務において、地租徴収の事務は、市町村の徴収事務の大部分でありこれに要する費用と手数は勅令を以て定める国税の比ではなく、甚だしい不公平とされ明治44年の第27議会において、地租も勅令を以て定める国税と同様に徴収額の4%の金額を徴収費として政府から市町村に対して交付することが議論され、財源の関係で地租徴収額の0.7%の交付金を創設することが定められ、明治44年4月1日から施行された⁽¹⁸⁾。

地租徴収交付金の創設を受けて大蔵省主税局長は、内務省地方局長と連名で、明治44年5月20日付主秘140号「市区町村の国税徴収に關し努力方の件」を各地方長官に対して通牒し、「各市町村の国税の徴収費用として相当の金額を交付しているが、本年度より地租の徴収に対してもその千分の七の金額を交付するので国税徴収に關しては一層努力されるべく配慮されたい。」旨を指示している⁽¹⁹⁾。

(ロ) 市町村交付金

その後、地租徴収交付金について、他の国税と同率の支払いが引き続き議会において問題とされたことから、政府は財源上の関係及び実際の徴収費用との適合を考慮し、すべて市町村の徴収する国税は、一様に徴収額の3%及び納税告知書一枚につき2銭の割合で徴収費を交付するとの国税徴収法の改正を第31議会に提案、可決され大正3年4月1日より施行した⁽²⁰⁾。

若槻大蔵大臣は、大正3年5月27日の税務監督局長会議において、「・・・今回国税徴収法を改正し市町村交付金を増額されたのを以て地方当局と協議し、一層徴税事務の完璧を期すことを望む。」旨を訓示している⁽²¹⁾。

また、大正3年8月4日、大蔵省主税局長及び内務省地方局長は、主秘第143号「国税徴収法改正に伴う市町村交付金の使途に関する件」を各地方長官に通牒し、「・・・市町村交付金の総額、従前に比し約倍加するに至り、については各市町村においては交付金設定の趣旨に鑑み、①徴税上必要なる各種の施設方法を講じて納税者の利便を図り滞納の弊なからしむこと。②国税徴収に関する諸帳簿の整理を完うし税金の収納、保管、送付に欠陥なきを期する等、税務官庁と熟議の上、十分努力・・・」する旨を指示、さらに、市町村交付金を活用して国税徴収に関する納税施設を充実させ滞納の未然防止等を指示するとともに、「市町村交付金の如きはなるべく基本財産として蓄積するが、臨時多額の出費等を要する場合は、交付金をもって先ず負担軽減の資に充てることとし、この場合であっても交付金は徴税上必要なる各種施設方法を講ずる経費に、先ずもって充当する・・・」旨を併せて通牒し、交付金は、先ず、納税施設の充実に活用するよう市町村に対する監督方を、府県知事に指示している⁽²²⁾。

大蔵省主税局長及び内務省地方局長から各地方長官への通牒の趣旨は、各地方長官から各郡長に訓令等により周知されたと推察できるが、さらに、各郡長はその旨を、各市町村長に文書又は市町村長会を招集

して周知を図る⁽²³⁾とともに市町村交付金を活用しての納税施設の具体的施策を市町村長から求める等、納税施設の充実に努めている。

例えば、次の如くであり、納税施設の充実策は市町村交付金増額が大きなきっかけとなって各地で活発化してきた。

(例)

大正3年9月13日には、徳島県麻植郡は、管内の町村長、書記等の吏員で構成される財務部会において、市町村交付金の適当なる処分方法等について具体的方法を列挙して提案、全会一致でこれを決定、各町村は適応する施設を行うこととした⁽²⁴⁾。

I 市町村交付金の適当なる処分方法

市町村交付金は国税徴収事務の整理改善を第一義とし下記の如く処分する。

- i 国税徴収に関する諸帳簿の整理
- ii 納税改善の奨励費
- iii 徴税吏員及び使丁の賞与
- iv 基本財産の蓄積
- v 町村費の補充（制限外課税の場合）

II 納税改善上適当なる施設方法

納税の改善を図るには平素納税の義務心を涵養し法規の励行を為すこと最肝要なり其施設方法の適当と認むるもの下記の如し各位の意見如何

- i 納税組合の設置
- ii 納税奨励金の交付、納税表彰（表彰旗掲揚、物品賞与）
- iii 納税貯金の奨励
- iv 納税講話
- v 部落組合、戸主会、青年会等の利用
- vi 総代の取りまとめ納付及び輪番納付
- vii 納税暦、納税袋及び納税注意書の配付

- viii 学校に於ける納税義務心の養成及び児童利用
- ix 宗教利用による納税義務心の涵養
- x その他、使丁の賞与、納税旗の掲揚、租税完納の標札掲示、吏員督励の受持区分、吏員の出張徴収

また、市町村交付金の一部を予算上に年度当初から納税施設改善のための費用として計上する市町村も増加する傾向にあったが、条例上、同交付金を納税施設改善費に計上することが困難である場合は、その条例を改正するなど、法的にも市町村交付金の活用の隘路を取り除く動きが認められる⁽²⁵⁾。

(8) 丸亀税務監督局と納税施設

大正3年4月に市町村交付金の増額、翌大正4年9月開催の税務監督局長会議における武富大蔵大臣の訓示⁽²⁶⁾は、同税務監督局管内における納税施設の活発化に弾みがつくこととなった。

大正4年10月29日丸亀税務監督局長は、訓令第28号「納税成績改善に関する件」を管内税務署長に発し、次のように納税施設改善方を指示している⁽²⁷⁾。

(訓令第28号要旨)

「諸税徴収方針については過般会同の際、親しくこれを訓示した所なれども・・・根本的納税施設の普及を図り・・・凡そ事形式を整えるは易しといえども、実質を完備するは甚だ難しい・・・下記の各項に準拠し専ら穩健公正なる方法を測り、改善施設のことに従い有終の美を収めることに努めるべし。」

- イ 先ず、納税施設計画を樹立し、各市町村別にその実況に鑑み、最も適切と認められるものを勧誘奨励する
- ロ 平素から県、郡、市町村当局者、教育者その他有力者に接触して意思の疎通を図る。
- ハ 納税成績は民衆奉公心の厚薄に比例す。精神的方面を開拓するのが

納税改善の途故に、講話会、青年会その他の機会を利用して納税者の発揚を鼓吹し、又は小学生に納税義務心注入する途を講じ、以て根本的納税観念の涵養を図る。

ニ 市町村交付金の適當の割合を納税施設費にあて、施設を遂行することを市町村に折衝する。

ホ 徴収督励は理想的方法ではない。納税施設が十分でない現状では廃止することはできないが、滞納者に対しては再び督励を受けることのないよう説示する

この訓令を受けて、管内税務署長、例えば三島税務署長（愛媛県）は、「国税に於ける徴収成績は実質において遺憾の点少なからず・・・その原因は主に怠慢に起因する。納税義務心の向上進歩を図ると同時に、現下の状態に鑑み最も適切なるを信じて以下数項の計画をたて目的を達成することを期する。」として納税観念養成を目的とした、例えば、小学校児童に対する納税義務心の養成を小学校に交渉することのほか現下の状況（未納、滞納等手数料のかかる納税者が多い）に鑑み、最も適切な施設とし納税組合等の設置を勧誘する等、管内市町村に対してその実情に則した納税施設計画を策定し、実施方を勧奨している⁽²⁸⁾。

〔注〕

- (1) 中山伊知郎著『日本経済辞典』54ページ「近代産業の展開（松方デフレーション以降）（昭和48年、株式会社講談社）
- (2) 中山伊知郎著『日本経済辞典』62ページ「第1次大戦時の日本経済（第1次大戦時の貿易拡大）
- (3) 中山伊知郎著『日本経済辞典』62ページ「第1次大戦後の日本経済（大正9年の戦後恐慌、帝国主義的進出）」
- (4) 国史大辞典編集委員会篇『国史大辞典（第8巻）』775ページ「大正デモクラシー」（昭和62年、吉川弘文館）

国税庁監修『目で見える税務署百年史』44ページ「(2) 大正デモクラシー下の税務行政」（平成8年、大蔵財務協会）

この時期、税務行政においても、時の大蔵省主税局長黒田英雄は、税務行政の執行について「税務行政の民衆化」を唱え、そして、納税思想の普及を積極的に図り、

また納税者の税務行政に対する理解を深めるため、税法の理念や執行方針をわかりやすく示すことが必要となっていきました。東京税務監督局では、①大正12年4月、税に関する質問、不服等の相談に応えるために税務相談部を開設、②大正12年、経済界の主要な者を会員として官民共同の税務懇話会を設置、③業界団体や組合に対する改正税法の説明会や意見の交換、④そして、大正14年にラジオで、東京税務監督局勝正憲局長は、「納税者の皆さんへ」と題する講演を行い、この中で「税はとられるのではなくて、納めるのであります。今は、国家という我々お互いの共同の生活費用を共同して分担するのであります。ちょうど我々が会を作ったときに会員として会費を出すのと同様であります」と述べ、国民に納税意識の高揚を訴えた。

(5) 前掲『大蔵省百年史』上巻、186ページ「非常特別税の創設」

増税案は、当初各税目ごとに改正及び創設案として起草されたが、時の蔵相は、大戦争の際であるから別々の増税案ではなく、各税一率に増税し一つ法律に纏めるよう事務当局に指示、「非常特別税」という名称で閣議に提出された。

(6) 大蔵省編『明治大正財政史』第6巻内国税(上)67ページ

抑も租税の徴収は容易の業に非ず。特に新税の施行において然とす。今や国民は実に空前の重税を負担せんとす。其克くこれに堪えうるは固より忠君愛国の至誠に出るに外ならず。故に施行の局に当たる者は穏和懇切を旨とし情意の疎通を図り、いやしくも漫りに所見の威力を示し、又は徒に行務の繁細を招くがごとき弊なからしめ、納税者の利便を図り、納税者をして喜んで君国に貢献するの美を發揮せしめ円満に徴税の目的を達することを期せざるべからず。些細の事情により以外に物議を惹起し、挙国一致の精神を傷つけるが如きことなからんことを要す。

(7) 前掲『大蔵省百年史』上巻、216ページ「日露戦後の増税及び税制整理」

(8) 前掲『大蔵省百年史』上巻、270ページ「寺内・原内閣による増税計画の概要」

(9) 前掲『大蔵省百年史』上巻、188ページ「内国債募集と国内金融」

(10) 前掲『大蔵省百年史』上巻、277ページ「公債政策の転換」

(11) 市町村が徴収する国税の納期限は、法律が定める「法定納期限」と徴収事務を担当する市町村長が指定する「納期限」があった。市町村長が指定する「納期限」は法定納期限の数日前に設定され、滞納を防止するためのチェック機能をも果たしていた。すなわち、市町村長が指定する「納期限」までに納税がない場合は、市町村吏員又は納税組合長が未納者宅を訪問する等により法定納期限内完納を督励する等の措置を講じた。

(12) 『現行徴収法規類纂』大蔵省主税局篇(税務大学校租税史料館所蔵、昭54仙台・405)233ページ「大正4年11月往第9260号主税局通牒・税務監督局長会議協議事項中取扱方の件」

「市町村吏員等に代納を強いて勧誘し、若しくは自ら立替え納付を為して人為的に徴収歩合を向上せしむること」とし、市町村吏員等に立替え納付の強要を戒めるとともに、税務署職員自らの立替え納付も戒めている。

- (13) 『札幌税務監督局局報』（税務大学校租税史料館所蔵、平8・札幌・16）6ページ「明治44年8月庶務課長会議於て特別委員か調査せし管内の事例に属する滞納原因毎の矯正意見（東京局局報よりの転載）」
- (14) 山中永之佑ほか著『近代日本地方自治立法資料集成3（明治後期）』45ページ「地方改良運動」（平成7年、株式会社弘文堂発行）

日露戦争後の町村秩序の動揺という事態に対処するため、政府は町村秩序の維持の強化をはかるための政策を次々と打ち出した。地方改良は、これらの政策を遂行するための基盤を作ることを目ざしたものであった。郡長、町村長の強化、指導によって町村住民に対して、二宮尊徳の報徳精神を指導原理とする親睦協和と勤労精神を鼓吹しながら、住民が自発的に行政に服従、協力する精神を培養することがはかられた。そのため、農会、産業組合、衛生組合、在郷軍人会などの町村単位の民間の諸団体が行政補助組織として利用された。また、戸主（家長）会、主婦会などやこれらと類似の各種民間団体を組織することが奨励された。したがって、これらの民間諸団体は、いずれも府県知事、郡長、町村長の行政系列に統合されていた。

その目的は、小作人や労働者の急激な成長に対して、これまで町村行政から排除してきた彼らを戸主会あるいは家長会などの行政補助組織に加入させ、それらの組織を通じて町村行政その他について、一定の理解と協力を求めさせることにより動揺しつつある町村の支配体制を安定させるところにあった、と同時に日本の切迫する対外危機に対応するために求められた国民統合の方式でもあった。

このような地方改良運動では、町村長に加えて、小学校教員、宗教家などが行政補助組織の指導層として動員された。

大島美津子著『明治のむら』209ページ「諸行政との結合」（1996年株式会社教育社発行）

地方改良運動は・・・各行政機能にそって、それぞれの行政遂行を容易にするための行政補助組織の形成が積極的に勧奨され、とくに徴税、貯蓄、徴兵行政を支える組織形成に力が注がれた。まず、徴税については、「平時適当なる方法の下に納税の準備をなさしめ、以て納期に至り怠納なきの途を講ずるは法律の力を以て之が強制をなすに比し寧ろ実効の著しきあるものをおぼゆ」（地方自治の指針）といわれるように、民間の怠納矯正手段は国家的矯正以上に効果あるものとして評価されていた。・・・納税組合、納税貯金組織、部落への団体責任賦課という三つの方式が怠納矯正手段としてあったことが知られる。

前掲『明治のむら』205ページ「運動の組織方針」

組織方針の第二の特徴は、町村内の教育家、宗教家などの有識者の把握と利用である。中川望市町村課長は、明石における講演会で次のように述べている。「諸君の如きは単に学校において師弟を教育せらるのみならず・・・自分は其地方の中心点であるといふことをばお考え願ひたいのであります。或いは青年会を利用し、或いは婦人会を利用し、総ての会に関係され、地方の改善といふことにお尽くし願ひ

たい・・・教育家は宗教家とともに児童を通じて、また信仰を通じて、町村民に最も身近な影響力の強い指導者として、日常的な訓育を与える人である。」

前掲『国史大辞典』第9巻436ページ「地方改良運動」・・・運動は大正に入るところから下火となり、伝統的習俗の破壊を加速したほかは、その効果は確かめたいが・・・

- (15) 国税徴収法第5条「市町村は其の市町村の地租及び勅令を以て命じたる国税を徴収し、其の税金を国庫に送付する責任あるものとす」

「前項の地租徴収の費用は其の市町村の負担とし其の他の国税は其の徴収金額の百分の四を其の市町村に交付すべし」

- (16) 国税徴収法規則第6条「市町村において徴収したる税金は滞滞なく漸次国庫に送付し遅くとも納期後三日を過くことなかるへし」

- (17) 堀内正著作『市町村税務』214ページ「第1節徴収責任と交付金」

- (18) 前掲『大蔵省百年史』上巻、220ページ「地租徴収交付金」

- (19) 『明治44年札幌税務監督局局報』（税務大学校租税史料館所蔵、平8・札幌・14）53ページ「市区町村の国税徴収方に関する件」

明治44年5月26日付訓令第18号（札幌税務監督局長吉田平吾）

「区町村の国税の徴収方に関し、地方長官に対し、別紙のとおり通牒あり、通牒の趣旨を了得し区町村と協力して、一層良好な納税成績を挙げることに努力すべし。」

（別紙）

明治44年5月20日付主秘第140号（地方局長・主税局長から道庁長官・府県知事宛）

「従来市区町村の徴収する国税金に対しては其の徴収費用として相当の金額交付相成候に就いては各市区町村に於いても適宜徴税に関し相当の方法を講し納税者の利便を図り滞納の弊を生せしめる様十分御留意相成居候事と存事処本年度より地租の徴収に対しても其の千分の七の金額交付相成候儀に付各市区町村は之に依りて爾今一層直接間接に国税徴収に関し努力可致様御配慮相煩し度右及御通牒候也」

- (20) 前掲『大蔵省百年史』上巻220ページ「地租徴収交付金」

- (21) 大阪税務研究会『大阪財務第拾号』（大正3年）「若槻大蔵大臣の訓示」（税務大学校租税史料所蔵、平9・本校・699）

「国税徴収の成績年を遂うて良好となれるは国民納税慣習の改善によるべしと雖も亦税務当局の熱心なる督励に俟つ所多しと思ふに国税徴収の理想は当局の督励を俟たず納税義務者自ら滞納をなさざるに至るにあるを以て納税義務の觀念を鼓吹すると同時に徴税上の施設を改善して納税の簡便を計り力めて其の繁煩を除去せんことを要す幸いに今回国税徴収法を改正し市町村交付金を増額されたのを以て地方当局と協議し一層徴税事務の完璧を期すことを望む」

【この史料については神戸大学図書館所蔵史料の複製版を使用した】

- (22) 『昭60・高松・28』79ページ「国税徴収法改正に伴ふ交付金の使途に関する件」
 (23) 『昭60・高松・28』313ページ「郡に於ける納税施設の件」

徳島税務署管内の場合は、勝浦郡が大正3年7月3日に、名東郡が同7月6日に、名西郡が同7月8日にそれぞれ町村長会を開催して、各郡長から通牒の趣旨を伝達している。例えば、勝浦郡は管内の町村長会を開催し「・・・徴税方法に付いては従来研究を重ねること一再ならせらるも未だ完全の域に至らざるは職責上遺憾に堪えざる所なり要は忠実熱心に極力猛進するの覚悟と決心とにあるものなれば今回の会合を期として親敷協商を遂げ具体的成案を立てられ八月三日迄に申報し尚今後徴税上の一大革新を期せられむことを望む」ことを協議している。

また、名東郡長は、大正3年7月6日開催の管内の町村長会において、「・・・今回政府が国税徴収法を改正し町村に対する交付金増額の挙に出たるものは町村において滞納の弊を矯め其の成績を改むるに就いては相当の施設を要し従ってこれに対する費用を要すると認め之を償わむとするの意にほかならざるへし・・・増額の交付金はその成績理想に達するまでは徴税督励費、納税組合の奨励又は表彰費、使丁の賞与等の徴税改善の施設費に充当し以て該徴収法改正の趣旨に副はむこと期し・・・」と訓示し、交付金の活用方を具体的に指示している。

- (24) 『昭60・高松・28』339ページ「納税施設の件」

『大正4年丸亀税務監督局局報』（税務大学校租税史料館所蔵、昭60・高松・29-2）43ページ「納税施設の件」

- (25) 『昭60・高松・28』357ページ「交付金使途に関する市町村会議の協定」

安芸税務署管内の市町村は、国庫交付金は条例を以て基本財産に蓄積することとなっているため、町村長会議において「条例を改正し、市町村交付金の一部を納税施設費用に利用できるようにする。」ことを協定『昭60・高松・30-2』119ページ「納税施設に関する件」大正5年2月26日、越智郡は町村役場に対して、「納税上改善すべき施設多々あるにもかかわらず、交付金の全部を基本財産蓄積条例に基いて基本財産を蓄積し、納税施設費として計上していない。納税成績の不良の町村は税務官庁と協議し役場費、需要費中に納税施設費の一目を計上する。これが条例上困難なときは、条例を改正すべき。」旨を通牒している。

- (26) 大阪財務研究会『大阪財務』第貳拾貳号「武富大蔵大臣の訓示」

「・・・国税徴収の成績は税務当局の熱心なる督励により年を逐ひて良好となれるは誠に喜ぶべしと雖も未だ納税者の納税觀念に欠陥あるを免れず故に税務官吏は平素納税者に対して納税義務の觀念を養成するに力め・・・市町村等徴税機関を督励して其の施設改善を為して徴税事務の完全を期せらんことを要す」

【この史料については神戸大学図書館所蔵史料の複製版を使用した】

- (27) 『昭60・高松・29-1』181ページ「納税施設改善に関する件」

大正4年10月29日付訓令第28号丸亀税務監督局長篠崎昇、税務署長宛

- (28) 『昭60・高松・30-2』250ページ「納税施設計画の件（納税施設計画書）」

2 大正期の納税施設の実態

(1) 納税施設の推進

丸亀税務監督局管内の納税の実態、特に大正初期は国税にあっては完納状態にあったが、それは徴税当局による納税督励、市町村による立替納付等により完納に至るといった状況もあった。

一方、納税は兵役と並び国民の重大義務の一つとして完納を強く啓蒙され、納税施設は、納税思想の根本を培い何らの外部的勢力を用いず、自ら進んで満足して納税義務を果たす域に到達させることであるとされた。そして、その納税施設として、国民をして納税の義務、納税の意義等の理解を深めさせ、以て自ら進んで期限内完納を実現させる施設として納税義務心の養成、当面の収納の確保という観点から納税組合のような徴税補助組織の設置が推進された。

丸亀税務監督局における大正期の納税施設の実施状況を同税務監督局がまとめた統計（下表のとおり。⁽¹⁾）から検証すると、その特徴は、①大正4年から同5年の間に施設のある市町村数及び施設数が急増していること、②そして、納税施設として納税組合が最も活用されたことである。これは、①に関しては大正3年4月1日から市町村が徴収する国税の徴収費用でもある市町村交付金が増額されたこと及び大正4年に大正天皇御即位を記念した御大禮記念納税施設が推奨されたこと⁽²⁾、②に関しては当面の収納の確保ということから納税組合が最適であったことが挙げられる。

丸亀税務監督局管内における納税施設実施状況・その1

調査時点	大正4年8月	大正5年12月	大正6年12月	大正8年12月	大正9年12月
総市町村数	815	815	812	812	811
施設ある市町村数	649	678	717	720	723
施設ある市町村の割合%	79.6	83.2	88.3	88.7	89.1

なお、納税施設別の実施状況は次表のとおりであった。

丸亀税務監督局管内における納税施設実施状況・その2

区 分	大正4年8月		大正5年12月		大正6年12月		大正8年12月		大正9年12月	
	市町数	施設数	市町数	施設数	市町数	施設数	市町数	施設数	市町数	施設数
納 税 組 合	209	4216	302	5239	311	5322	325	5587	333	5741
納 税 貯 蓄 組 合	33	204	36	284	44	310	48	322	48	322
納 税 奨 励 制 度	189	189	292	292	289	289	297	297	300	300
公 私 組 合 利 用	34	339	66	180	69	260	68	260	71	268
出 張 徴 収	98	303	130	424	126	410	135	434	135	434
区長総代取纏輪番納付	131	1182	171	1497	160	1398	166	1506	167	1513
納税曆・注意書配付	180	180	224	225	307	334	321	350	323	353
小 学 校 教 育 利 用	106	154	152	228	170	256	172	267	172	267
宗 教 利 用	2	2	19	19	18	18	16	16	16	16
専担使丁吏員設置	37	37	23	23	22	22	22	22	22	22
其 他 の 施 設	137	172	163	177	146	150	176	181	177	182
納 税 施 設 数		6978		8588		8769		9242		9418

備考

- 1 「其他の施設」は納税講話、納税票札、納税旗及納税員、振鐸、打鐘、撃析に依る納税注意等の施設を掲げたり又納税奨励には納税表彰を包含せり
- 2 施設の計算は（イ）組合は最小分組合数、（ロ）納税奨励、納税曆及注意書配付、専担使丁及吏員設置は一市町村を1と計算し
（ハ）出張徴収は出張方面数、区長総代取纏及輪番納付は其団体数

(二) 小学校教育利用は一校を1と、其以外は以上に準し適宜計算せり

3 施設ある市町村数は仮令一市町村に2個以上の施設あるものと雖尚ほ実際の町村数即ち1と計算したり故に施設毎の集計数に符号せず

(2) 納税組合

イ 役割

納税は、前述のようにその団体、地域の実質的な共同責任であり、納税組合等は完納を達成する手段、滞納防止の手段としての役割を担っていた。未納・滞納、そして度重なる督促による完納という徴税の現状に鑑みると、行政補助組織として滞納矯正手段としての役割を担った納税組合の勸奨であった。また、市町村及び税務署等の職員数が少なかった当時とすれば、滞納防止及び未納者・滞納者に対する納税督促には、納税組合の設置は好ましいことであったと考えられる。

ロ 推移

(イ) 納税組合数の増加

納税組合は、納税施設の中でも多くの市町村に設置され、最も多く利用された施設である。

明治44年4月30日現在の丸亀税務監督局管内の納税組合数は、①管内816市町村中、141市町村(全市町村の17.3%)に設置され、組織された組合数2,123組合、②その内の42.9%にあたる912組合が活動を休止していた(57.1%にあたる1,211組合が活動)、③また、組織された組合の内、3分の1にあたる745の組合が国税を取り扱わない組合であった⁽³⁾。

納税組合の設置は、明治期末期には地方改良運動により推進されたが、同運動が大正初期には下火になるにもかかわらず、納税組合は増加し、大正4年8月には市町村数で209市町村(全市町村の25.6

%)、納税組合数で4,216組合と急増、大正9年12月には335市町村(全市町村の41.1%)で5,741組合数に達した。しかし、大正期はこれをピークに減少傾向を示し、丸亀税務監督局が廃局となった大正13年4月には市町村数で272市町村(全市町村の33.8%)、納税組合数で5,316組合であった⁽⁴⁾。

大正9年12月をピークに減少傾向を示した理由として、①納税組合に代わる機能を果たす納税施設、例えば、納税告知書の配付、税金の取纏め・納税督励等の事務を行う地域の区長総代のほか、青年会、在郷軍人会、戸主会、部落会等の民間団体が徴税組織として存在していたこと、納税督励専担員制度⁽⁵⁾があったこと、さらには市町村吏員による納税者個別に対する納税督励が行われる等の方策が存在したこと、②大正9年以降は増税に伴う負担の急増、一方では経済状態の悪化、いわゆる恐慌であり、厳しい規約で組合員を締めつけても組合員にすれば無い袖は振れないということであったろうし、厳しい規約の納税組合に納税者がついて行けなかったのであろうか。

(四) 納税組合の充実

大正期において納税組合の推進と併せて、例えば、①大正4年12月新居税務署は丸亀税務監督局に対して、「・・・納税の事たる国県町村税に依り軽重なきは勿論なれば主管庁の異なるが故に断片的施設をなし所謂跛改革となるは甚だ望ましからされは郡町村長とも相当意見交換をなしたり其主旨とする処は何れも賛成なるも・・・両者共通の施設をなし得ることに就ては互いに提携し其目的を達成に努力することとせり」と、納税組合で国税を取り扱うよう調整した旨を申報②また、大正5年4月2日松山税務署長は、納税組合設置に関して「明治43年9月納税組合を設け納税成績概して良好なりしと雖尚一層の改善を期すべく該組合組織を変更し・・・更に納税奨励規程を設け・・・」、「明治43年7月納税組合を設置したるも実行乏しく・・・遂に廃止に歸し徴収上の手数依然として多大なりしか本年(大正5年1月)組合

の設置に努め・・・更に納税奨励規程を設け・・・」、「大正2年納税組合（88組）及び奨励金交付の規程設けたりと雖活動に見るべきものなく遂に休止・・・毎期使丁督励の外当署員出張督励を重ね辛ふして完納を告げ・・・本年（大正5年1月）以来当局の一大尽力に依り既に大部分復活せり・・・」と丸亀税務監督局長に申報、休止していた納税組合の復活、再開及び組織の変更等、納税組合組織の充実そして納税奨励規程の創設も推進された⁽⁶⁾。

ハ 国税当局の対応

納税施設の推進・改善に関する国税当局の対応は、大正初期における地方改良運動の衰退の時期に、市町村交付金の増額をきっかけに次のような行動が確認でき、大正初期における納税組合の推進・改善について国税当局が果たした役割は大きかったものと考えられる。

- (イ) 市町村交付金の増額を契機に納税施設の推進・改善について、大蔵大臣が税務監督局長会議で訓示するほか、同省主税局長は内務省地方局長と連名で地方長官宛に通牒を発している。また、税務監督局長も、管内税務署長に対して同様の訓令を発している。
- (ロ) この時期、税務署長は、管内の郡長、市町村長及び小学校長等に納税施設の推進・改善についての働きかけを活発に行っている。
- (ハ) 税務署長は市町村の実態を調査、分析し、その市町村に適合した納税施設を勧奨している。なお、この時期、納税組合について、設置の推進ばかりではなく、国税を取り扱わない納税組合の解消及び休止状態であった納税組合の復活・活動再開、納税成績改善のための組合規約の改正等、納税組合活動の充実を市町村長に働きかけている。

ニ 規約から見た納税組合の実態

大正期における納税組合の実態を大正5年1月より施行した愛媛県坂本村（松山税務署管内）納税組合の規約を例示しながら、規約からみた納税組合の実態を検証する⁽⁷⁾。

(イ) 特徴

- i 組合の目的は租税公課の期限内完納であるが、その理念は「共同一致の精神をもって」納税義務を全うすることであり、組合員の納税義務は、組合員共同の義務として、期限内完納を実現することであった。
- ii 組合の目的である期限内完納を怠った者、いわゆる滞納者を納税組合から除名するほか地域における交際を絶つ等の厳しい制裁を課すことにより、滞納の未然防止を図った。
 なお、住民等に加入義務を規約に明記する組合もあり、多くの組合で事実上の加入義務を課していたと推察される。
- iii 滞納者には厳しい規約を設けた反面、優良な納税組合には市町村から納税奨励金を交付する等の規約も併せ持っている例も多かった。
- iv 納税組合は、期限内完納の確保という行政目的の遂行を容易するための行政補助組織としての役割を果たしていた。
- v 納税組合は、規約は「何々村納税組規約」とするのが一般的であるが、実際の組織はその町村を地域、例えば、〇〇組、〇〇区、大字〇〇等と小さな単位に細分化され、また、組合長は区長、字の組長が兼務する例も多いこと等、町村内のいわゆる共同生活の場を単位としていた。

(ii) 規約

大正5年1月より施行した愛媛県坂本村（松山税務署管内）は明治43年7月に納税組合を設置したが、実行乏しくまもなく廃止された。しかし、徴収上の手数依然として多大であったことから、再び納税組合を設置するに至ったものである。いわゆる、一旦廃止又は休眠状態であった納税組合を復活させ、活動を再開させた例である。なお、条文の最後に同村の規約と比較する形で、当時の納税組規約（主な条項のみ）の一般的傾向等を※で付記した。

第1条 本組合は村長の監督を受け、共同納税の義務を確実に履行するを以て目的とする。

※ 納税組合は、その設置について市町村の指導を受けるほか、規約（市町村統一のものが多い）の新設・改正及び役員の選任・変更の市町村長への届け出等市町村長の指導・監督を受けるものが多かった。

また、組合設置の目的も公德心を重んじ、共同一致の精神を以て納税義務を全うすることとする趣旨のものであった。

第2条 本組合は〇〇組納税組合と称す。

※ 納税組合はその市町村を幾つかの地域に分割した〇〇組、〇〇区、大字〇〇等又は10戸から20戸程度を一単位とするもの等、いわゆる住民の共同生活の場を一つの単位として組織され、組合によっては「5戸以上を以て」というように極めて少数の組織も存在した。

なお、「5戸以上を以て」というような少数の人員を以て組織したのは、共同の納税責任をより明確にさせるための手段であったのであろう。

第3条 本組合は、組合地域内に居住し、納税義務を有する者を組合員とする。組合員の資格を有する者は、組合に加入する義務を負う。

※ 組合への加入については、「本区域の住民にして納税義務を有する者は、本組合に加入するの義務を有するものとす」とする規定を設け、その地域の納税義務者に加入を義務付けている例も多い。これは、①納税組合が行政補助組織としての位置付け、②国税のみでなく、地方税及び各種団体等の負担金も完納対象としていた組合が多かったこと⁽⁸⁾、③市町村からの納税奨励金の交付は、その地域の納税義務者全員が組合員であることが条件であったこと⁽⁹⁾等のためと考えられる。また、加入義務を明記していない場合であっても、地域の住民は事実上、加入は強制であったと考えられる。

第4条 本組合に組合長1名、世話係2名を置き、その任期は2ヵ年とし満期再選を妨げず。

組合長及び世話係は組合員中より互選す。改選の都度村長に報告するものとする。

※ 組合長の選出方法は、組合員による選挙、互選による例が多く、また、部落総代、区長、字の組長等の役職にある者が兼務する例も多かった。

第5条 組合長及び世話係は名誉職とす。但し、規約第16条による交付金（納税奨励金）ありたるときは、年当たり金〇〇円、組合長に、金〇〇円、世話係〇〇円を支給するものとする。

※ 一般的には、役員は名誉職であった。

第6条 組合長は組合を統理し、納税義務心の涵養を計り及び本規約の実行を監視するものとする。

第7条 組合員は左の事項を遵守するものとする。

- 一 各種納税の配賦を受けたときは、速やかに納税の準備をなし指定の期限内に必ず之を完納すること。
- 二 税法に違反する行為なきを期すること。
- 三 組合員が組合員以外の者に家屋または地所を貸与して寄留又は滞在せしめたときは、家主若しくは地主に於いて之に代わり納税の義務の履行を保証すること。
- 四 その他組合長の納税上に関する指揮に従うこと。

※ 組合員の責務は、租税及び公課を指定された期限までに完納することであるが、そのため、①勤儉業に励み、納税金を蓄積する⁽¹⁰⁾、②納税準備のため毎月末予猶金又は予期以上の収入ありたるときは直ちに組合長に持参し貯金方を委託し納税金に充つ⁽¹¹⁾等、納税準備の規定を設ける組合もあり、また、①組合員疾病、不慮の事故による納税遅延・不能には代納等の適宜の方法を講ずる⁽¹²⁾、②納税に関してはお互いに注意警告し、納入脱ろ

う者、懈怠者のないよう注意する⁽¹³⁾、③組合員は一家の如く相提携し、組合内に滞納者のないよう努める⁽¹⁴⁾等、組合員相互の扶助、補助、共助義務を規定し、組合全体としての完納義務も明記している組合が一般的であった。

このように納税組合は、その地域として期限内完納を実現させるための性格を強く滲ませたものであり、その実現を担保するために組合長による納税の済否のチェックと未済のときの対応策、滞納者に対する制裁等についても規定している例が多い。

第8条 組合長は、組合員に異動を生じたるときは、その都度村長に報告する。

第9条 組合長は、組合員中指定期限内に納付を了せざる者あるときは、組合長は直ちに督励を加え若しくは赤貧者その他止むを得ざる事情のため納付することができない者があるときは、親族、故舊若しくは組合員をして便宜立替えを為さしむるよう取り計らうものとする。

第10条 組合長は、組合員中滞納の恐れある者に対しては、世話係をして納期5日以前に於いて少なくとも1回以上注意、警告を与えるものとする。

※ 組合員の納税の方法として、①組合長は、町村長から各納税者へ配付したる令書、税金を各組合員より取り纏め、町収入役へ納付するものとする。組合員は前条の納税金を期日内に組合長に送付するものとする。」(以下、「組合長取纏納付」という。)、②また、「各納税者は納税告知書若しくは徴税令書を受領したるときは、その指定期日までに必ず本村収入役に納付するものとする。組合長は指定期日を過ぎ納付を怠りたるものの通知を受けたる時は即時之を幹事に通知し、幹事は未納者に期限内納税を督励す。」(以下、「組合員自主納付」という。)等と規定していた。

これは、納税組合の性格、目的からすると組合長の責務として

最大のものは租税及び公課の期限内完納であり、それを実現させるためには、組合員の納付状況の把握、それも期限前に的確にその状況を把握し、未納者に適切に対応する必要があった。

いずれの方法も、組合長による納税チェックシステムであり、①組合長取纏納付の場合は、組合長指定期日までに組合員から納税金の寄託の有無を、②組合員自主納付の場合は、収入役指定期日（法定納期限前に設定されていた。）までに組合員の納税の有無をそれぞれ確認し、未納の場合は組合長又は役員が未納者に対して納税督促を行っていた。なお、納付困難な場合は、親戚、隣保の組合員又は適当な担保を徴して組合がそれぞれ立替える等の方法を取り、その納税組合としての期限内完納を図っていた。また、組合員自主納付の場合の納付状況の確認は、収入役からの連絡、領収書を組合員から組合長等に提示させる等の方法により行っていたことが確認できる。

第11条 前二条により組合長及び世話係の督促斡旋あるも之に依らずして滞納処分を受けたるものは、組合の協議を以て総て社交上の関係を絶つべし。

※ 滞納者又は組合規約違反者に対する制裁に関しては、措置の内容に軽重の差はあったものの組合規約に規定するのが多かった。滞納は恥辱であり納税者本人の体面を毀損するだけでなく、組合及び地域の名誉、体面を汚すものであるとするものであり、滞納した場合には厳しい制裁が待っていることを組合員に意識させることにより、滞納の未然防止、組合規律の保持を図ったものと考えられる。

なお、制裁の形態は例えば次のとおりである

- i 「滞納処分を受けた者は本区の体面を毀損したるものなるを以て区内の協議に付し一切の交際を為さざることを確実に誓約す」⁽¹⁵⁾

ii 「善良なる風紀を紊乱し、徳義に悖る（勤儉業に励まず納税金を蓄積しない者、指定期日内に組合長まで税金未送付者等というのであろう。・・筆者注）は除名す」⁽¹⁶⁾

iii 「本規約を履行せざる者は、組合員の名誉を毀損したるものとして組合より除名す」⁽¹⁷⁾

というように、「組合からの除名」は、組合イコール共同生活の場としての地域等からの追放であり、「他の組合員との交際を絶つ」ことも同様のことを意味するもので、いわゆる村八分であったと考えられる。地域の共同生活の場を離れて生活することは事実上困難なことであり、制裁としては厳しいものであったと考えられる。

また、次のような経済的制裁を科す例もあり、納税が困難な者にあつては極めて厳しい制裁であったと考えられる。

iv 「組合員をして滞納をなしたるが為め本組合へ奨励金の交付を受くる能はさるときは滞納者をして奨励金全額を賠償せしむるものとす。」⁽¹⁸⁾

v 「組合員本規約に違反し又は滞納を為したる時は総会の決議により相当の制裁を加えるものとす」

vi 「前項制裁に依り違約金を徴収するは拾銭以上5円以下の範囲に於いて之を定む其徴収金は之を組合基金に編入す」⁽¹⁹⁾

第12条 前条の制裁を受けたる者にして悔悟の情明らかなるときは、誓約書を徴し、さらに組合内の協議に付し、その制裁を解除す。
前項の誓約書には之を保証する近隣の者二名以上の連署を要す。

第13条～第15条 省略

第16条 納税奨励規程（同規程は別途規定）第4条により組合奨励金を交付せられたるときは、組合長及び世話係の手当を控除し、残余は之を組合の貯金とし、濫りに費消せざるものとす⁽²⁰⁾。

前項の奨励金は、組合員平等の権利を有する。

※ 納税奨励金は市町村長から交付されるが、一定の条件が付されていた。坂本村の場合の奨励金交付規程においては、①納税組合規約が村規約に準則している、②地域内の納税者全員が組合員である、③組合存立期間が10年以上（規約上、永続性があるということ）であり、④かつ、組合員のすべてが1ケ年を通して納期内完納の組合に対して1戸につき30銭以上、完納に至らずとも成績佳良の組合に1戸につき10銭交付し、2カ年以上引き続き完納した組合には1戸につき20銭以上を別途交付するというものであった。

納税奨励制度を設けている納税組合で、上記①～④を規約に明記しない組合もあったが、奨励金を交付する市町村の立場とすれば同様の基準を内規として持っていたものと推測される。

なお、納税組合を設置している市町村の内、およそ90%の市町村が納税奨励制度を設けていた。

第17条 本規約第11条の制裁を受けた者は、前条の権利を失う。

第18条 本規約は組合員過半数の決議を経て、之を改正増補することを得る。この場合は、予め村長の承認を受けるべし。

(2) 小学校教育の利用

大正期の納税施設の主なものは、一つは収納状況に鑑みて納税組合の設置であり、一つは納税義務心の養成であった。納税義務心の養成は、主に小学校の教職員によって小学校児童⁽²¹⁾及び地域の住民を対象に展開された。

小学校教育の利用とは何か、小学校教育の利用とは、地域の知的指導者である小学校教職員の活用であった。小学校は各地域に存在し、かつその地域の中心的存在であり、それを構成する教職員は、教育を通じて町村民に最も身近な影響力の強い指導者として、町村民に日常的な訓育を与える

人であった。また、小学校の教職員は、地方改良運動の中で指導的な役割を果たしていた⁽²²⁾。それ故に小学校教職員による納税義務心の養成は、小学校児童を対象とするだけでなく、地域住民も対象に実施された。

イ 納税義務心養成の必要性

納税義務心の養成は、「邦国の興廃は専ら財政の如何に由って岐れ、財政の運用は国民の納税思想の厚薄に左右せらるるや明かである。是に於てか納税思想の普及発達は独り戦後の今日に於て緊切を感じる許りでない。将来永遠に亘りて一日も緩うすへからさる最も重要な問題である⁽²³⁾。といわれるような納税に対する基本的な考え方によるほか、①将来の納税義務者である児童に、正しく納税義務を理解させ、ひいては納税義務者である父兄の納税行動に影響を与える必要があったこと、②また、日露戦争を契機とした大幅な増税、さらに大正期の増税で国民の負担が急増、このような状況下で円満な徴税を行うためには、納税に対する国民の理解がより必要であり、納税義務心の養成は徴税政策として重要なことであった。

ロ 国税当局等の対応

小学校教育利用の納税義務心の養成について、丸亀税務監督局は、①明治31年12月20日同税務監督局長が管内税務署長に対して、「・・徴税の目的は円満なる完納を求むるにあり・・・即ち国民に納税義務を重ずべきを了得せしめ自ら進んで納税する美風を養成するを必要とするなり・・」と訓示している記録が確認できるほか、②明治38年11月に開催された徳島税務署管内市町村税務協議会⁽²⁴⁾で「徴収に関する滞納防止手段については・・・小学校教員をして児童の義務心を涵養し納期その他の機会に応じて、納税観念を喚起せしむること等を提議・・・」⁽²⁵⁾、③また、明治42年5月開催の同局管内税務署長会同における議題「国税滞納防止に関する施設」で「学校児童の能裡に納税義務心を注入することを良法と信じ過日小学校長会議に出席して協商の結果、修身等の教授に際し講話するよう協商を遂げ・・・」⁽²⁶⁾等の記録もあり、明治期にす

でに小学校児童に対する納税義務心の養成の取り組みが認められる。

そして、大正期に国税当局は、小学校教育利用の納税義務心の養成をどのように推進したか、丸亀税務監督局及び同管内税務署の対応を中心に検証する。

(イ) 丸亀税務監督局長の訓令

丸亀税務監督局長篠崎昇は、大正4年10月29日に管内の税務署長に対して訓令を発し「納税成績は民衆奉公心の厚薄に比例す精神的方面を開拓するは納税改善の徑路なり故に社会改良講話会、通俗講話会、青年会其の他所有機会を利用し納税義務心の発揚を鼓吹し又は小学校児童に之を注入するの途を講し以て根本的納税観念の涵養を図るへし」と訓示し、納税成績改善の近道は納税義務心を養成することであとして、地域住民及び小学校児童に対する納税義務心の養成を指示している⁽²⁷⁾。

(ロ) 丸亀税務監督局管内税務署長から小学校長等に対する要請

i 大正3年5月11日赤岡税務署長は管内の小学校長に対して、「納税義務尊重を普及させる方法として、小学校授業細目中に納税に関する事項を編入し、忠君愛国を鼓吹し、兵役の義務と並んで納税義務に重きをおいて教育し、完美なる国民を育成することは、教育者の重大なる責務と認め、教育者はこの点に留意していると聞き及んでいる・・・小学児童に納税義務尊重の思想を教育し間接に父兄の反省を促し、租税滞納の弊害を根底より除去致し度・・・敬虔なる教師諸士の配慮努力により納税観念を養成せられ度・・・就いては、教材等に関する事例は豫て町村役場に贈呈した丸亀税務監督局の編纂に係る納税施設彙纂を参考の上御実行相煩度・・・」とする文書をもって小学校児童に対する納税義務心養成を要請している⁽²⁸⁾。

ii また、大正5年2月23日徳島税務署長は管内の小学校長に対し、「納税の義務は兵役、教育の義務と等しく国民の重大義務である。納税義務について納税義務者が了得して、每期自動的に各自がその

義務を履行する善い習慣の養成に努めるべきと考える。この養成の重任に耐え、かつ適するのは教職しかいない・・・国運の進歩とともに国民の負担は増加する趨勢にあり納税の完了は注意、督励の結果完了ということではなく、納税は国民の奉公の途であることを忘れず、その義務精神を充実堅実ならしむべく将来、一層涵養を要することと思う。ついては、貴校職員の児童教育、青年教育あるいは青年会、父兄懇談会の場合にも納税義務心の涵養に尽力していただきたい・・・」旨を要請している。なお、同徳島税務署長は上記要請の実行性を高めるために、①郡長に対しては、同様の趣旨を説明した上で、「小学校長に対して、小学校において児童及び地域住民への納税義務心の養成を図ること」を訓示されるよう要請するほか、②町村長に対して対しても、小学校における納税義務心の養成について理解と協力を求めている⁽²⁹⁾。

(ハ) 郡長から小学校長に対する指示

大正5年4月愛媛県越智郡長は小学校長に対して、「町村に於ける諸税滞納の悪弊は地方の発展を阻害する・・・これは一般納税者の公共的義務心の欠乏に起因するにほかならない。故に児童教育に対しても特にその点に留意し、適切有効の手段により深刻に納税義務心の涵養に努められることを望む」として、例えば①教科書中納税に関する材料には一段の力を注ぎて教授すること、②小学校児童をして徴税令書を配付せしめ、その際、特に納税義務心の喚起に努めることを具体的に挙げて訓示している等、各税務署長から要請を受けた郡長は、管内の小学校長に対して、表現は違うものの小学校児童等に対する納税義務心の養成を指示している⁽³⁰⁾。

二 納税義務心養成の類型

小学校教育利用による納税義務心養成の類型は、おおむね次のように分類できる

(イ) 小学校児童を対象

小学校児童を対象とする納税義務心の養成は、通常の授業科目（以下「普通教育」という。）と普通教育以外の学校教育（以下「特別教育」という。）に分類している。

- i 普通教育は、小学校児童に対する教科目に納税に関する事項を組み入れて納税義務心の養成を図ろうとするものであるが、中心となる教科目は修身であり国語、歴史、地理、読本、綴方等の多くの教科目においても、租税、納税に関する事項を組み入れている例が多い。また、中心となる修身においては特定の課題に限定せず、いろいろな課題、例えば、良い日本人、忠君、愛国及び国民の義務等において租税、納税にふれ、納税義務心の養成を図っている。

教科目、課題別の納税に関する事項を例示すると次のとおりであるが、各小学校によってその教授する教科目、課題、内容及びその手法は異なることは当然であったと考えられる⁽³¹⁾。

なお、教科目における教授課題等は、下記の如くである。

例示

学 年	教科目	課 題	付 帯 教 授 事 項
尋常科			
2年	修身	第20課 忠義	納税は兵役に等しき義務なること
	修身	第24課 規則に従え	納税は規則に依る大切な義務なること
3年	修身	第6課 規律	納税は期限に遅れないこと
	修身	第10課 規則に従え	税法を重んずること
4年	修身	第27課 よい日本人	納税義務を全うすること
	修身	第3課 忠君愛国	納税と忠君愛国
	修身	第23課 法令を重んぜよ	納税義務を重んずること
	修身	第27課 よい日本人	納税義務を全うすること
5年	修身	第3課 忠君愛国	納税と忠君愛国
	修身	第17課 習慣	納税上の良習慣を養うこと
	修身	第28課 よき日本人	納税義務を全うすること
6年	算術	租税問題	各種租税の税率
	修身	第4課 天皇陛下	権利義務の意義、納税義務の尊重
	修身	第8課 祖先と家	納税義務を完うするは家を重んずること

学 年	教科目	課 題	付 帯 教 授 事 項
6年	修 身	第23課 国民の公務	租税の意義、種類、徴税機関、納税義務の履行
	修 身	第27課 教育勅語	税法上の申告及び納税義務
	国 語	第27課 平和なる村	共同一致と納税の良習
	国 語 算 術	第25課 自治の精神 租税問題	自治の精神と納税 各種租税の税率
高等科			
1年	修 身	第3課 忠君愛国	兵役と納税
	修 身	第20課 公正	権利を尊び納税義務を重んずる
	修 身	第26課 忠良な臣民	教育勅語のご趣旨と納税
	算 術	租税問題	各種の租税と税率
2年	修 身	第17課 国憲国法	兵役と納税の二大義務
	修 身	第18課 国憲国法	地方自治団体と納税
	修 身	第20課 義勇奉公	軍資の必要と納税
	国 語 算 術	第23課 租税 租税問題	租税徴収機関及び納税上の心得 各種の租税と税率
3年	修 身	第4課 憲法	立法機関と納税
	修 身	第12課 愛国	国家の独立と納税
	修 身	第17課 権利義務	税法における権利義務に関する事項
	修 身	第18課 公務	税法における申告及び納税に関する心得

ii 特別教育については、普通教育とは別にその地方の実情と学校の事情により特別教育として、小学校児童に対する納税義務心の養成を図ろうとするものであり、このことは父兄に対して、間接的に納税思想の涵養、当面の滞納防止策として影響を与える目的も併せ持っていた。

特別教育に関する施策は、各税務監督局が発行、又は税務監督局が著作した納税施設に関する冊子⁽³²⁾等に紹介された実例を参考に実施された。丸亀税務監督局においても、大正3年に「納税施設彙纂」⁽³³⁾を発行し、県、郡、市町村及び学校等に配付したことから多く

の実施例が確認できる。当時の実施例を挙げると下記のとおりであるが、その内容を分類すると、①学校内の朝礼及び諸行事等の機会を利用、②児童が目につきやすいところに納税に関する資料を提示、③町村役場及び地域の諸行事等の機会を利用して理解させるほか、④納税に関することを学校、家庭において児童自らが経験すること等により理解させようとするものであった⁽³⁴⁾。

(例示)

- ① 学校内の朝礼及び諸行事等の機会を利用
 - ・ 毎納期日又は数日前に、朝会において納税に関する講話を行う。
 - ・ 本村の納税成績を朝会の際に、時々説明する。
 - ・ 村役場が滞納者を発表（掲示）したとき、朝礼で滞納の弊害を説明する
 - ・ 義務教育終了前の生徒に卒業前に、税務署及び郡の職員が講師になり納税講話を行う。
 - ・ 児童学芸会に、児童に納税上に関する課題を与えて出演させる。
 - ・ 町村役場が納税告知書を発布したときに納税に関する講話を行う。
- ② 学校内で児童が目につきやすいところに納税に関する資料を提示
 - ・ 日頃から教室等の身近に租税の種目及び納期等の納税に関する資料等を置くことにより、納税に関心を向けさせる。
 - ・ 申告書、納税告知書等の実物を児童に示し、申告は正確に記載し、納税は期限内に終了することを知らせる。
 - ・ 模範納税者氏名を教室に掲示する。
 - ・ 租税納期一覧表を児童が日常見やすい場所に掲示し、又は学校新聞に掲載することにより租税の種目、納期を知らしめる。

③ 地域の諸行事等の機会を利用

- ・ 納税表彰式、納税奨励金交付式に尋常科4年以上の児童を参列させ、納税の唄を歌わせる。また、納税表彰された納税組合、個人を紹介して知らしめる。
- ・ 時々、役場職員が学校に出張し、諸税徴収を行う。徴収日の前日は学校に紅白二本の納税旗を掲揚し、「翌日学校にて徴収」を報知する。
- ・ 諸税徴収期に納税旗（赤）を校庭に掲揚、完納した部落については納税旗を白旗に替え、全村完納を以て校庭から納税旗を撤去する。

④ 納税に関することを学校、家庭において児童自らが経験

- ・ 父兄に勧誘して諸税金の納付方を実地に児童に行わせる（児童が持参した税金を受持教員が預かり、正午休憩時間を利用して納付させる。）。
- ・ 高等小学校の生徒に授業料を持参させ、納金の実際を熟知させる。
- ・ 児童に自宅の出納帳を記入させ、一ヵ年の公費、私費を知らしめ、町村国家の経費、収支に関する心を養う。

なお、特異な例として、小学校児童に納税事務を経験させることにより納税義務心の養成を図るとともに、地域住民の納税完納を実現させることを目的として納税少年団が結成された。今治税務署管内の瀬戸崎尋常高等小学校を例を照会すると、次のとおりである⁽³⁵⁾。

（規約の内容）

- 1 納税観念の養成及び本村納税上の完全を期するを目的とする
- 2 納税少年団は、瀬戸崎尋常高等小学校生徒を以て組織す
- 3 瀬戸崎尋常高等小学校生徒を二十五団体に分け各団長1名を置く
- 4 団長は校長之を命ず

- 5 瀬戸崎村を二十五区に分け各納税少年団受持ちを分担す
- 6 納税少年団は納税令書の配付、納税督励、害虫駆除の事に従事する義務あるものとす
- 7 村役場に於いて毎納期に納税令書を調製したるときは之を学校に送付し学校教員により各団長に交付するものとす
- 8 諸税の納期開始したるときは各団体毎の納税旗（赤）を校庭に樹て完納団体より順次白旗に換えるものとす
- 9 学校においては、納税優良旗を調製し成績優良なる団体に保管せしむるものとす
- 10 毎年度終了後又は相当時期に於いて各団体の成績を調査し其の優良なるもの及功労者を表彰し村長より金品を授与するものとす
- 11 納税奨励金として村長より交付せられたるもの及害虫買上費として少年団に交付せられたる金銭は学校においてこれを保管し運動会其他に支出する
- 12 学校に於いて毎納期毎に又は修身其他教授の際納税に関する講話を為し生徒の納税観念を養成するものとす

同様な例は、同じ今治署管内の泊尋常高等小学校にも組織されていたことが確認される⁽³⁶⁾。納税少年団の組織は、納税組合の組織そのものであって、小学校児童に納税事務を体験させながら納税を理解させようとするものであった。子供をして実際の納税義務者である父兄の完納を実現させようとするものであり、納税義務者である父兄の立場からすれば、特に、完納が困難な立場からすれば厳しい徴収方法であったのであろう。

(II) 地域住民を対象

「小学校は文化の中心で総ての教科の根源でなくてはなるまいと思う。殊に農村の小学校はそうでなければなるまいと思う。そうして教員はその原動力でなければなるまいと思うのである・・・」、これは茨城県東那珂郡佐野村佐野小学校木名瀬捨蔵著「我が学校」（大正4

年発行)のなかの小学校と村落の緒言の一節⁽³⁷⁾であるが、大正4年当時の我が国の学校とは、このような役割を担い存在していたのであろう。また、前述したように地方改良運動における教育者は、その地域における知的指導者として、納税義務心の養成、期限内完納の実現にその役割を担っていた。

丸亀税務監督局管内においても、教職員が納税講話会の講師として、又は地域住民の指導者として、地域住民の納税義務心の養成に重要な役割を果たしており例示すると次の如くである⁽³⁸⁾。

(例示)

① 納税講話会の開催と講師

- ・ 教職員が同窓会、青年会、母姉会、父兄会等の会合において、納税に関する講話をなす。
- ・ 村当局と提携し、通俗講話会を開催、納税に関する講話をなす。

② 公式行事への出席

- ・ 教職員が納税表彰式、納税奨励金交付式に出席する。
- ・ 村当局と提携し、納税組合の表彰式を学校において開催、父兄を参列させる。

③ 青年会等の役員

- ・ 納税告知書等の配付、納税の督励と取り纏め納付を行う青年会を設け、小学校教員を会長とする。

④ その他

- ・ 役場と連絡し、村民が納期を誤らぬよう校庭に納税旗の掲揚したり、撤去を行う等、納期を報知する。
- ・ 父兄母姉に対しては、学校発行の家庭連絡機関たる通信雑誌に毎年一回付録として、納税期限月別表を印刷発行し、納税に関する注意をを喚起する。
- ・ 教員の自宅に納税令書到着の節は、なるべくその翌日に税金を納税し、児童に模範を示す。

- ・ 各区の担当教員を指導者として、その区域内の改善に努め及び毎納期の納税実績を調査する。
- ・ 納税に関する印刷物を配付して、納税義務及びその町村の経費、税目、納期を知らせる。

(3) その他の納税施設

明治末期から大正期の納税施設は、①納税組合、産業団体、青年会、在郷軍人会、戸主会等の民間団体、宗教家等の個人及び学校、自治体等の関係官庁がかかわったこと、②そして、これらの民間団体、宗教家、関係官庁等が多くの機会に、多くの方法を講じて納税の期限内完納、納税義務心の養成に努めたことが、この時期の納税施設の特徴でもある。

納税組合及び小学校教育利用の納税施設については前述のとおりであり、その他ののもので主な納税施設について、若干の説明を加えると次の如くである。

イ 青年会

青年会は、納税に関する講話会を開催し、自ら又は地域住民の納税義務心の養成に努める等、納税に関し次のような事業を展開した⁽³⁹⁾。

なお、青年会は、担当する地域の納税成績の向上であり、その貢献度合によって市町村長から奨励金等が交付された。

- (イ) 納税義務者である青年会員自身の納税義務の履行に関して、納税組合を結成し期限内完納の実現を図る。
- (ロ) 地域の納税組合又は市町村の委託を受けて、地域の納税者に対する納税告知書を配付、税金を取りまとめて市町村役場等へ送納する。
- (ハ) 前記と同様に地域の納税組合又は市町村の委託を受けて、地域の納税者に対して納税を督励し、期限内完納を図る。

ロ 在郷軍人会

予備役軍人の団体である在郷軍人は、各市町村に組織された分会単位に納税督励規定を設け、青年会と同様に市町村の徴税事務の補助を担

っていた。

その内容は、市町村から納税督励の委託を受けた在郷在郷軍人会の分会長は、会員中から地域別に1名ないし2名の督励委員を選任する。選任された督励委員は、市町村から受持ち地域の納税者、納税額及び納期限についての通達を受けたときは納税の督励を行い期限内完納に努めるというものであった。また、督励委員には委員手当が支給（その何割かは、在郷軍人会が受け取る。）されるのが一般的であった⁽⁴⁰⁾。

ハ 納税講話

納税に関する講話も、例えば、大正5年5月、撫養税務署長は郡長と協議し、町村吏員・学校職員・知識人をメンバーとし、町村長を団長とする〇〇町納税講話団を組織、その目的は、「国民的精神の発達、社会的気格の向上を鼓吹し、勤儉醇厚の美風を奨め・・・」⁽⁴¹⁾とし、いわゆる社会改良を意図するものであった。講師は、前記講話団員のほか県、郡、警察、税務当局の職員及び小学校の教職員、その他、先覚者と称される知識人であった。講話会は、郡内の各町村を巡回して開催し、撫養税務署からは、「納税観念の発達及び納税事績の改善に関すること」を演題に、署長又は庶務課長等の幹部職員が租税の意義及び納税の義務等について縷々説明し、納税成績の向上を訴えたのであろうと推察される。

このような講話団は、大正5年2月赤岡税務署管内にも確認され、税務署、警察署、郡当局三者が協議し、組織されたことから「三角同盟講話団」⁽⁴²⁾と称された。

上記のほか、①〇〇村区長会議、管内町村長会議の出席者に対して、各町村・各区に応じた適切なる納税施設の考究を促す等の講演、②郡又は市町村主催の地方改良講話会、納税講話会等において一般納税者を対象に納税観念の涵養に関する講話をその地域の納税状況等の実例を示しながら実施、③青年会、婦人会、在郷軍人会の会員を対象に、又は部落集会、市町村主催の納税表彰式等において納税上の講話を行う等、納税観念の涵養を図った。講師は、郡及び市町村吏員、税務署員等とするも

のが多かったようである。

また、宗教団体主催、例えば、春秋2回の定期布教、仏教講演会等において、講師である僧侶等に納税義務心を鼓吹する講話を依頼するなど、宗教家による納税観念の涵養策も講じられた⁽⁴⁵⁾。

二 その他

さらに、地域の共同責任として期限内完納を実現するということから、市町村及び納税組合等により、納期等の周知、納税に関する注意喚起、納税に関する啓蒙等多くの納税施設が講じられた。その一端を紹介すると、次の如くである。

- (イ) 納税袋は納税告知書の紛失防止、納税暦、納税注意書又は納期別一覧表は納税の準備及び納期日の失念防止等のために作成され、納税者に配付された（納税袋納税暦、納期別一覧表の配付）⁽⁴⁴⁾。
- (ロ) 市町村が校庭を利用して、①納期日前5日間、赤旗を掲揚して納期限が差し迫ったことを知らせる。②納期日当日に白旗を掲揚し、納期日を知らせる。③市町村が特定の地域に出張するとき、その地域に限り赤白二本の旗を同時に掲揚する等、納期日等の報知、納税警告のために納税旗を掲揚する（納税旗の掲揚）⁽⁴⁵⁾。
- (ハ) 納税組合の役員が未納者に督促するに当たり、その未納者が誰であるかを知る方法として、部落の一定の場所に未納者名を記した掛札を設置し、納税を終了した者に、自らその掛札を裏返させる方法により納税を促進させるという、厳しい納税施設もあった（未納者の掲示）⁽⁴⁶⁾。
- (ニ) 村長は、納期日の10日前において未納者の門戸及び掲示板上に納税警告書を貼付する（納税警告書を貼付）⁽⁴⁷⁾。
- (ホ) 郡当局は、納税成績の改善を図るため、納税成績不良の者を召還して訓戒を与え、また、町村長に対しても「常習的滞納者を納期前に役場若しくは適當の場所に招集し訓戒を与え、又は町村長自ら当該家庭を尋ね訓戒を与える」ことを訓示している（納税に関する訓諭）⁽⁴⁸⁾。

〔注〕

- (1) 『昭60・高松・29-2』407ページ「納税施設調査表（大正4年8月末現在）」
『大正5年丸亀税務監督局局報』254ページ「納税施設調査表（大正5年12月末日現在）」（税務大学校租税史料館所蔵・昭60・高松・31）
『大正6年丸亀税務監督局局報』51ページ「納税施設調査表（大正6年12月末日現在）」（税務大学校租税史料館所蔵・昭60・高松・44）
『大正9年丸亀税務監督局局報』17ページ「納税施設調査表（大正9年12月末日現在）」（税務大学校租税史料館所蔵・昭60・高松・3247）
- (2) 『昭60・高松・29-2』317ページ「御大禮紀念納税施設調査書」
『昭60・高松・29-2』317-2ページ「大禮紀念納税施設の件」
- (3) 『明治44年丸亀税務監督局局報』135ページ～136ページ「丸亀税務監督局管内納税組合数調（明治44年4月30日現在）」（税務大学校租税史料館所蔵・昭60・高松・22-2）
- (4) 『大正13年丸亀税務監督局局報』57ページ「納税施設調（大正13年4月1日現在）」（税務大学校租税史料館所蔵・平80・高松・95）
- (5) 『昭60・高松・30-2』227ページ「安田村納税督励員及納税奨励規程」
- (6) 『昭60・高松・30-2』75ページ「縣町村に関する施設と調節」
『昭60・高松・30-2』288ページ「納税施設の件」中の西中嶋村、坂本村及び郡中村の納税組合設置
- (7) 『昭60・高松・30-2』291ページ「坂本村納税組合規約」
- (8) 『昭60・高松・30-2』49ページ「溪筋村第何区納税組合規約」
第二条 本組合は国、県、村税農会費等一切の租税公課並に各種団体の負担金の納期内完納を期するを目的とす
- (9) 『昭60・高松・29-2』119ページ「泉村納税組合奨励規程」
第二条 組合区域内に住所を有せる納税義務者全部組合員たること
- (10) 『昭60・高松・28』286ページ「名東郡齋津村納税組合規約第五条」
- (11) 『昭60・高松・28』141ページ「大山村納税組合規約第十条」
- (12) 『昭60・高松・29-2』47ページ「納税組合規約第七条第三号」
- (13) 『昭60・高松・30-2』49ページ「溪筋村第何区納税組合規約第六条」
- (14) 『昭60・高松・30-2』63ページ「安田村納税組合規約第三条」
- (15) 『昭60・高松・28-2』458ページ「第何区納税申告規約第七条」
- (16) 『昭60・高松・28-2』284ページ「名西郡鬼籠野村納税組合規約第六条」
- (17) 『昭60・高松・30-2』170ページ「明神村納税組合規約第十条」
- (18) 『昭60・高松・30-2』181ページ「松葉川村納税組合規約第九条」
- (19) 『昭60・高松・28』155ページ「納税組合規約第式十一条」
- (20) 納税奨励金は期限内納税を継続した納税組合及び納税者等、いわゆる優良な納税組合及び納税者等に対して市町村から報奨として支給される金銭である。支給条件、

支給基準は市町村によって異なる。

- (21) 尋常小学校及び高等小学校に在籍した児童
- (22) 前掲『明治のむら』206ページ「運動の組織方針」
- (23) 『納税に関する国民教育資料（大正9年、仙台国税局作成）』（税務大学校租税史料館所蔵、昭57・本校・7164）
- (24) 堀内正作著『市町村税務』（昭和5年、大阪財務協会発行）247ページ
「第二 税務協議会」（税務大学校租税史料館所蔵、昭57・高松・5）
「税務協議会」とは、税務署と市町村は対等の関係とし税務署管内を一単位として税務協議会が設置され、税務署及び市町村等との意思の疎通を図り、共同一致して税務行政の向上を図ることが目的。協議事項も国税のみではなく、府県税、市町村税に関すること等、税務行政に関する全般を協議の対象としていた。
構成員は税務署と市町村、これに県、郡が加わる等、地域によって異なっていた。
会長は、税務署長が一般的。開催回数は、年1回ないし2回が通常であった。
- (25) 『税務協会叢誌』（明治39年、四国税務協会発行）35ページ「市町村協議会」（税務大学校租税史料館所蔵、昭59・高松・4）
- (26) 『明治42年税務署長会同諮問決議録（丸亀税務監督局作成）』（税務大学校史料館所蔵、平9・高松・172）
- (27) 『大正4年丸亀税務監督局局報』181ページ「納税成績改善に関する件（丸亀税務監督局長訓令第28号）・三」（税務大学校租税史料館所蔵、昭60・高松・29-1）
- (28) 『昭60・高松・28』217ページ「大正3年5月11日付庶第2299号（赤岡税務署長から小学校長宛）」
- (29) 『昭60・高松・30-2』155ページ「大正5年2月23日付庶第793号（徳島税務署長から小学校長宛）」、「大正5年2月25日付庶第831号（徳島税務署長から郡長宛）」及び「大正5年2月25日付庶第832号（徳島税務署長から町村長宛）」
- (30) 『昭60・高松・30-2』299ページ「小学校長に対する越智郡長の訓示」
『昭60・高松・28』261ページ「大正3年7月20日付名東学第465号（名東郡長天野雨石から小学校長宛）」
- (31) 『昭60・高松・30-2』155ページ「納税思想養成事例」
- (32) 京都税務監督局監督官原田宗蔵著『国民の心得・納税の葉』（明治42年作成、税務大学校租税史料館所蔵、昭54・本校・1171）
『納税施設彙纂』（大正3年東京税務監督局作成、税務大学校租税史料館所蔵、平9・高松・172）
前掲『納税に関する国民教育資料』
- (33) 『昭60・高松・28』255ページ「大正3年6月29日付地第2243号（徳島県内務部長から各郡市長宛）」

- (34) 『昭60・高松・30-2』609ページ「別冊 学校に於ける納税に関する資料」
『昭60・高松・28』420ページ「小学校教育に據る納税義務心の涵養策」
- (35) 『昭60・高松・30-2』472ページ「納税少年団利用（瀬戸崎村）」
- (36) 『昭60・高松・30-2』620ページ「泊尋常高等小学校納税少年団利用（大山村）」
- (37) 毎日コミュニケーションズ発行「大正ニュース事典・資料編」64ページ
- (38) 『昭60・高松・30-2』609ページ「別冊 学校に於ける納税に関する教育」
『昭60・高松・28』420ページ「小学校教育に據る納税義務心涵養策」
- (39) 『昭60・高松・29-2』320ページ「太田村青年会納税組規約」
『昭60・高松・30-2』701ページ「西分村青年会納税督励規約」
- (40) 『昭60・高松・30-2』894ページ「帝国在郷軍人会土居村分会納税奨励規定」
- (41) 『昭60・高松・30-2』391ページ「納税講話団組織」
- (42) 『昭60・高松・30-2』47ページ「納税其他講話団の成立」
- (43) 『昭60・高松・30-2』172ページ「二 2月12日川嶋天理教川嶋宣教所・・・」
- (44) 『昭60・高松・28』288ページ「納税袋作成」
『昭60・高松・29-2』425ページ「納税袋配付」
- (45) 『昭60・高松・30-2』179ページ「納税旗の掲揚」
『平8・高松・90』215ページ「岩倉村納税旗掲揚規程」
- (46) 『昭60・高松・29-2』211ページ「未納者の揭示」
- (47) 『昭60・高松・28』459ページ「横林村納税奨励規程第三条納税警告書の貼付」
- (48) 『昭60・高松・30-2』599ページ「納税上に関する訓諭及指示」

おわりに

明治37年2月に開戦した日露戦争はその遂行のために必要な多額の費用の大部分を公債、借入金でまかなうこととし、その利払いのために増税を計画、非常特別税を創設して、大幅な増税を実施した。さらに翌年、戦後経営に要する費用をまかなうため増徴を計画、2年連続して空前の負担を国民に課すこととなった。そして、同税は明治39年12月限りの時限立法であったが、当分継続されることとなった。また、大正期には世界大戦参戦、軍備拡張等による財政支出の増大は、国民の租税負担も増大させた。

一方、徴税の実態について、丸亀税務監督局を例にみると、国税は度重なる納税督励と差押え、市町村等による納税金の立替えにより完納にいたるという状況にあり、また市町村税にあつては、惨憺たる状況もあった。

もともと、納税施設は明治40年代にはじまった地方改良運動の重要な柱として推進され、大正初期には同運動は下火となるが、明治44年4月末現在、納税組合を組織している市町村は全市町村の17%、組合数で2,213組合、そのうち43%の組合が活動を休止しているという沈滞状態であった。

大蔵大臣は、市町村が徴収する国税の徴収費用である市町村交付金が倍増された大正3年4月開催の税務監督局長会議において、「国税徴収の理想は当局の督励を俟たず納税者自ら滞納をなさざるに至るにあるを以て納税義務の観念を鼓吹すると同時に徴税上の施設を改善して・・・」、また、翌大正4年9月の税務監督局長会議において「市町村徴税機関を督励し其の施設改善を為して徴税事務の完全を期せらんことを要す」と、市町村交付金の倍増を機に納税施設の改善方を訓示している。これを受けて、丸亀税務監督局長は、大正4年10月29日税務署長に訓令を発し、①納税施設計画を樹立し、各市町村別にその実況に鑑み、最も適切と認められるものを勧誘奨励する、②市町村交付金の適當の割合を納税施設費に配付して、施設の遂行に充てることを市町村に折衝することを指示、そして、税務署長の行動は、沈滞状態であった納税施設の改善を促すこととなった。

「国税徴収の理想は当局の督励を俟たず納税者自ら滞納をなさざるに至るに

ある」いわゆる納期内自主完納であり、それを推進させるための施策が納税施設であった。納税施設の主なものは、一つは当面の滞納を防止し期限内完納を図ること、その代表的なものが納税組合であり、滞納する組合員は組合から除名し、組合員との交際を一切絶つ、というような厳しい措置を背景に期限内完納を図ろうとするものであった。そして、一つは納税義務心を養成することであり忠君、愛国、忠義、奉公等の道德観念を以て納税義務を理解させようとするものであった。大正期の納税施設その内容と実態は、現代においては国民になじみにくいであろうが、当時とすれば最善の納税施設であったのであろう。

国税庁開庁50年、申告納税制度普及と納期内自主完納の実現は税務行政の理想の形である。そのため、納税意識を涵養すること、税に関する知識を普及させることは現在においても重要な施策であり、税務広報として税務行政を執行する上で重要な柱である。

納税意識の涵養等についての取り組みは、明治期においても確認できるが、大正初期には市町村交付金の増額を機に学校教育及び社会教育において、児童・生徒そして社会人に対して活発に実践されたことは前述の如くである。また、大正後期であるが、大正デモクラシーといわれる時期に東京税務監督局では税務相談部の設置、業界団体や組合に対する改正税法の説明会、さらには同税務監督局長がラジオ、いわゆるマスコミを活用して広く国民に納税意識の高揚を訴える等の開かれた税務広報が行われていた。すなわち、大正期にすでに納税意識の涵養等の現在の税務広報の原型が存在したということであろう。